鹿角市議会会議規則の一部を改正する規則

鹿角市議会会議規則（平成４年鹿角市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第87条」を「第87条の２」に改める。

第２章第１節中第87条の次に次の１条を加える。

（オンラインを活用した会議）

第87条の２　鹿角市議会委員会条例（平成４年鹿角市条例第１号）第13条の２に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議にオンラインにより出席した委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、前条第１項、第89条、第92条、第101条第１項、第112条第２項、第130条及び第131条第１項に規定する出席委員とする。

２　オンラインを活用した会議の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第122条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン出席委員にあっては、この限りでない。

第124条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第１項中「者を起立」の次に「又は挙手を」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第３項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第125条に次の１項を加える。

３　前２項の規定にかかわらず、オンラインを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第130条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

附　則

この規則は、令和４年１月１日から施行する。